

平成30年度第11回役員会議事要旨

日 時 平成30年12月17日（月）9時30分～11時50分
場 所 学長室
出席者 和田学長，鈴木理事，海老名理事
欠席者 江頭理事，小嶋監事，関事務局長
陪席者 石橋監事，近藤副学長

議事に先立ち，和田学長から，事前に配付している11月19日開催の「第10回役員会」の議事要旨の確認が行われた。

議 案

1. 小樽商科大学大学院学則の一部改正（案）について

和田学長から，審議資料1に基づき，小樽商科大学大学院学則の一部改正（案）について諮られ，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，平成31年4月1日付けで施行する旨発言があった。

2. レスリー大学との相互理解覚書及び学生交換協定の更新について

3. オウル応用科学大学との相互理解覚書及び学生交換協定の更新について

和田学長から，審議資料2に基づき，レスリー大学との相互理解覚書及び学生交換協定の更新について，審議資料3に基づき，オウル応用科学大学との相互理解覚書及び学生交換協定の更新について諮られ，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，更新の手続きを進める旨発言があった。

4. 国立大学法人小樽商科大学役員服務等規程の制定（案）について

和田学長から，審議資料4に基づき，国立大学法人小樽商科大学役員服務等規程の制定（案）について諮られ，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，平成30年12月17日付けで制定する旨発言があった。

協 議 事 項

1. 小樽商科大学学則の一部改正（案）について

和田学長から，協議資料1に基づき，小樽商科大学学則の一部改正（案）について諮られ，原案どおり承認された。

承認後，和田学長から，1月9日開催の学部教授会及び教育研究評議会の議を経て，1月21日開催の役員会に附議する旨発言があった。

2. 国立大学法人小樽商科大学非常勤職員就業規則の一部改正（案）について

和田学長から、協議資料2に基づき、国立大学法人小樽商科大学非常勤職員就業規則の一部改正（案）について諮られ、協議を行った結果、本件については一旦取り下げることとし、再度検討のうえ、次回役員会に再提案することとされた。

（主な意見等）

- ・これまで、プロジェクト雇用の場合等に、改正前の規則第5条ただし書きを適用し、3年を超えて雇用していた例があったが、改正後の規則では、どの条項で対応するのか。
- ・労働契約法による無期転換への対応案について、協議資料2-1に無期転換ポストの案が示されており、現在在職者にも適用するとのことであるが、他の在職者との不公平感があるので、経過措置を設ける等の対応が必要ではないか。
- ・無期転換ポストの案について、現在在職者の後任を募集する時から適用すべきではないか。公募により募集するのが良いだろう。

3. 国立大学法人小樽商科大学非常勤講師就業規則の一部改正（案）について

和田学長から、協議資料3に基づき、国立大学法人小樽商科大学非常勤講師就業規則の一部改正（案）について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、教職員組合への情報提供及び過半数代表者からの意見聴取を行い、3月11日開催の経営協議会の議を経て、同日開催の役員会に附議する旨発言があった。

4. 国立大学法人小樽商科大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（案）について

和田学長から、協議資料4に基づき、国立大学法人小樽商科大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（案）について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、教職員組合への情報提供及び過半数代表者からの意見聴取を経て、3月11日開催の役員会に附議する旨発言があった。

5. 国立大学法人小樽商科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部改正（案）について

和田学長から、協議資料5に基づき、国立大学法人小樽商科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部改正（案）について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、教職員組合への情報提供及び過半数代表者からの意見聴取を行い、1月21日開催の経営協議会の議を経て、同日開催の役員会に附議する旨発言があった。

和田学長から、協議資料6に基づき、健康増進法の一部改正に伴う禁煙に関する措置について諮られ、本学の対応方針として、「（1）本学敷地内全面禁煙とする（屋外喫煙場所については設置しない）」、「（2）受動喫煙防止の観点から構内出入り口付近の公道も禁煙とする」の2点について示し、教職員及び学生から意見を聴取することが承認された。

承認後、和田学長から、教職員及び学生からの意見聴取結果を踏まえて、申合せの改正

等について、あらためて役員会に附議する旨発言があった。

報 告 事 項

1. 平成29年度に係る業務の実績に関する評価結果について

和田学長から、報告資料1に基づき、平成29年度に係る業務の実績に関する評価結果について報告があった。

2. 職員の給与及び役員の報酬の支給基準について

和田学長から、報告資料2に基づき、職員の給与及び役員の報酬の支給基準について報告があった。

最後に、和田学長から、次回の役員会については、1月21日（月）経営協議会終了後から開催予定である旨発言があった。

引き続き、役員懇談会が開催された。

以 上